

## 公園緑地における市民による草花の育成活動に関する取扱い要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、公園利用の活性化と市民との協働による維持管理を推進するため、地域コミュニティの醸成の場となる公園緑地において、市民が自主的に草花の育成活動を行うことについて、必要な事項を定めることを目的とする。

### (対象箇所)

第2条 この要綱に基づき対象とする公園緑地は、別に定めるものとする。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 花壇 公園管理者が公園施設として設置した花壇及び公園管理者以外のものが都市公園法第5条による許可を受けて設置した花壇をいう。
- (2) 草花の育成地 花壇内又は植栽帯空きスペース等の公園施設内の土壌が露出した部分で、草花の良好な育成が期待できる場所をいう。
- (3) 草花の育成活動 草花の育成地において、草花の植え付け、水遣り、植替え、土壌改良等の草花の良好な育成のための作業及び囲いの設置等の公園利用者の安全確保のための作業を行うことをいう。

### (活動団体)

第4条 草花の育成活動を行うことができる団体（以下、「活動団体」という。）は、次の各号に掲げる団体とする。

- (1) 管理運営協議会
- (2) 公園緑地愛護会
- (3) 前二号が設立されていない公園緑地については、当該活動を行おうとする公園緑地の近隣の在住者又は在勤者を構成員とする5人以上の市長が認めた団体

2 活動団体は、原則1公園緑地につき1団体とする。

### (活動の申請)

第5条 活動団体は草花の育成活動承認申請書（様式1）に構成員名簿、活動計画書（様式5）及びその他別に定める書類を添えて市長に提出し、承認を得なければならない。

### (活動の事前協議)

第6条 活動団体は、前条の申請に先立って、活動の内容について市職員と現地立会い等による事前協議を行わなければならない。

(活動の範囲)

第7条 公園緑地において活動団体が活動を行うことのできる範囲は市長が決定する。

(活動の承認)

第8条 市長は、次の各号の全てに適合する場合に限り、草花の育成活動を承認することができる。

- (1) 活動場所が公園緑地の利用に支障がない場所であること。
- (2) 草花の育成活動の安全及び公園利用者の安全が十分に配慮されていること。
- (3) 周辺住民から、草花の育成活動について理解が得られていること。
- (4) 高木若しくは中木の樹木又は一般に収穫が主な目的とされる作物を育成しないこと。
- (5) 特定の植物の栽培を禁止する法令等を遵守していること。
- (6) 販売及び販売の材料とすることを目的とした育成でないこと。
- (7) 市長が公園緑地の管理上支障があると判断した草花の育成でないこと。

2 市長は、第5条の草花の育成活動承認申請書を受理し、その活動を承認した場合は、草花の育成活動承認書(様式2)を交付する。

3 市長は、第1項の承認に公園緑地の管理のため必要な範囲内で、条件を付けることができる。

(活動の継続)

第9条 草花の育成活動の承認の期間は3年を超えない範囲とし、活動を継続する場合は、活動団体は承認期限の30日前までに市長に草花の育成活動承認申請書(様式1)を提出し、承認を得なければならない。

2 活動団体が管理運営協議会又は公園緑地愛護会の場合にあっては、承認期限の30日前までに第17条に定める廃止の届出がない場合は、前項にかかわらず更に3年を超えない期間を延長するものとし、その後について期間満了したときもまた同様とする。

(承認を受けた事項の変更)

第10条 活動団体は、承認を受けた事項に変更があった場合は、草花の育成活動変更届(様式3)を市長に提出しなければならない。

(活動の報告)

第11条 活動団体は、第8条第2項の承認を受けた後の年度ごとに活動計画書(様式5)及び活動報告書(様式6)を市長に提出するものとする。ただし、活動団体が管理運営協議会にあっては街区公園等の管理運営に関する要綱第13条、公園緑地愛護会にあっては川崎市公園緑地報奨金交付要綱第6条第2項に規定する報告書等に草花の育成活動の報告を記載することで、これに代えることができる。

(指導・助言)

第12条 市職員は、活動団体に対して、必要に応じて草花の育成及び安全管理に関する指導又は助言を行うことができる。

(管理の原則)

第13条 活動団体が活動を行う草花の育成地は、市の所管とする。

2 活動団体が活動を行う草花の育成地の管理の瑕疵に係る事故等については、原則として市が責任を負う。ただし、事故等が市職員からの指導若しくは第8条第3項の承認条件に従わなかったことに起因する場合、又は活動団体の活動に明白な瑕疵がある場合は、市長は活動団体に対し賠償責任を求めることができる。

(費用負担)

第14条 草花の育成活動に要する費用は、活動団体の負担とする。

(草花等の除去)

第15条 市長は、公園緑地の管理上支障が生じた場合に活動団体が活動を行う草花の育成地内の草花及び囲い等の活動団体が草花の育成のために設置したものの一部又は全部を除去することができる。

(承認の取消し)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、活動の承認を取り消すことができる。

- (1) 第8条第1項各号のいずれかに適合しない状態となり、改善されないとき。
- (2) 市職員からの指導若しくは第8条第3項の承認条件に従わなかったとき。
- (3) 活動団体から申し出があったとき。
- (4) 市長が、公園緑地の管理に支障があると判断したとき。

(活動の廃止)

第17条 草花の育成活動を廃止する場合は、活動団体は草花の育成活動廃止届(様式4)を市長に提出するものとする。

(原状復旧)

第18条 第16条の規定により承認を取り消された活動団体、又は前条の規定により廃止を届け出た活動団体は、承認取消し又は廃止届出後の原則30日以内に、草花の育成地を原状に復旧しなければならない。ただし、市長が原状に復旧しないことを認めた場合はこの限りでない。

2 活動団体が期日までに原状に復旧しなかった場合は、市長は活動団体が育成する草花及び囲い等の活動団体が草花の育成のために設置したものを除去することができる。この場合、市長は原状の復旧に要した費用を活動団体に求めることができる。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、建設緑政局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日より施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日より施行する。

## 草花の育成活動（新規・継続）承認申請書

年 月 日

（あて先）

川 崎 市 長

申請者

団体名 \_\_\_\_\_

（活動団体代表者）

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

公園緑地における草花の育成活動について次のとおり申請します。

- 1 公園緑地名 \_\_\_\_\_
- 2 活動面積 約\_\_\_\_\_m<sup>2</sup>（別添「平面図」のとおり）
- 3 活動内容 \_\_\_\_\_別添「活動計画書」のとおり
- 4 活動期間 承認日から \_\_\_\_\_年 月 日 まで
- 5 添付書類 活動計画書、平面図、構成員名簿、現況写真
- 6 団体構成員 構成員人数 \_\_\_\_\_名（別添「構成員名簿」のとおり）

# 構 成 員 名 簿

年 月 現在

団 体 名	
代表者氏名	
代表者住所	
代表者連絡先	

番 号	氏 名	年 齡	住 所	備 考
1				代表者
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

# 草花の育成活動承認書

年 月 日

(あて先)  
活動団体名 \_\_\_\_\_

(活動団体代表者)

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

川崎市長 福田 紀彦

公園緑地における草花の育成活動については、次の条件をつけて承認します。

- 1 公園緑地名 \_\_\_\_\_
- 2 活動面積 約\_\_\_\_\_m<sup>2</sup>
- 3 活動内容 \_\_\_\_\_別添「活動計画書」のとおり\_\_\_\_\_
- 4 活動期間 承認日から \_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日 まで
- 5 承認条件 裏面承認条件のとおり

# 草花の育成活動変更届

年 月 日

(あて先)

川 崎 市 長

申請者  
団体名 \_\_\_\_\_

(活動団体代表者)

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

承認を受けた事項を変更したので届け出ます。

1 公園緑地名 .....  
.....

2 変更内容

代表者 旧代表者  
住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_  
電 話 \_\_\_\_\_

活動面積 約.....m<sup>2</sup> (別添「平面図」のとおり)

活動内容 別添「活動計画書」のとおり

その他 別添資料のとおり

# 草花の育成活動廃止届

年 月 日

(あて先)

川 崎 市 長

申請者  
団体名 \_\_\_\_\_

(活動団体代表者)

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

公園緑地における草花の育成活動を廃止します。

1 公園緑地名 \_\_\_\_\_

2 面 積 約 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

3 添付書類 平面図、現況写真

4 廃止理由 \_\_\_\_\_

処理欄

現地確認年月日 \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

確認者 職氏名 \_\_\_\_\_



